

平成29年1月10日

今回のテーマ

● 個人型確定拠出年金における 事業主の手続き

2017年1月より企業年金のある方も**個人型確定拠出年金**（以下iDeCo）に加入できるようになりました。※企業型確定拠出年金加入者の場合は、あらかじめ企業型年金規約の変更が必要です。

事業主においては、従業員がiDeCoに加入する際には事務手続きが必要となります。

加入時 証明書の作成

新規加入、転入時には証明書が必要です

従業員がiDeCoに加入する場合、事業主は「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」を作成し、提出する必要があります。

公務員・私学教職員の事業主は「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」を作成し、提出する必要があります。

従業員の方から作成依頼がありますので、記入・押印をして、従業員にご返却ください。

掛金納付 事業主払込と個人払込

払込方法によって必要な事務手続きが異なります

掛金の納付方法には、掛金を従業員の給与から天引きした上で事業主の預金口座から支払う「事業主払込」と、加入者個人の預金口座から支払う「個人払込」の2種類があり、併用することもできます。公務員・私学教職員の事業主は指定口座に振込む方法も可能です。

「事業主払込」の場合、毎月、加入者全員の掛金額を合計した事前通知書が国民年金基金連合会より事業主宛に送られますので、引き落とし口座に資金をご用意ください。

「個人払込」の場合、加入者の口座から引き落とされますので事業主の事務はありません。

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介しますためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下ることがあります。

毎月の源泉徴収・年末調整に注意

「事業主払込」の給与天引きに際しては掛金額を控除した上で給与の源泉徴収額を算出する必要があります。

なお、「事業主払込」の場合は、小規模企業共済等掛金払込証明書は発行されません。ご注意ください。

	事業主払込	個人払込
納付方法	事業主から納付	加入者が納付
掛金拠出	給与天引き ※各社員の納付済み掛金額の把握を忘れずに！	預金口座引き落とし
毎月	源泉徴収 ※掛金額を控除して税額を算出しましょう	———
年末	———	年末調整確定申告 ※小規模企業共済等掛金払込証明書が国民年金基金連合会から各個人に送付されます
その他	公務員・私学教職員は事業主の振込みによる支払いも可能	———

年1回 事業主の証明

毎年1回、6月～7月にかけて、各加入者についてiDeCoの加入資格を確認する現況届が事業所に送付されます。

これは、加入者の加入資格や限度額に変動がないことを確認する手続きです。必ず返信するようお願いいたします。

書類の提出はすみやかに

いずれの書類も、届出期日までに提出されない場合、加入者の掛金引き落としが遅れたり、停止となることがありますので、ご注意ください。